

議員提出第11号

子どもの医療費のさらなる負担軽減と医療費助成実施を理由とする
国民健康保険に係る国庫負担金の減額算定措置廃止を求める意見書
吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり
提出する。

平成21年 9月25日

提出者 吉川市議会議員 高野 昇

賛成者 吉川市議会議員 五十嵐 恵千子

〃 稲垣 茂行

〃 安田 真也

〃

〃

〃

吉川市議会議長 高崎 正夫 様

提案理由 口頭

子どもの医療費のさらなる負担軽減と医療費助成実施を理由とする
国民健康保険に係る国庫負担金の減額算定措置廃止を求める意見書

子どもの医療費に関しては、急速な少子高齢化を背景に、国において子育てを支援する観点から、2002年の医療制度改革で3歳未満児の窓口での医療費負担を3割から2割に引き下げる措置が講じられ、さらに昨年4月からは、この措置が義務教育就学前まで拡大された。一方、全国の地方公共団体においても同様の観点から、子どもの医療費助成制度を独自に実施・拡充してきており、今や、全国すべての都道府県において実施されている状況にある。

しかし国は、こうした子どもの医療費の軽減措置を講じる一方で、子どもの医療費助成はじめ、福祉医療制度として経済負担の軽減を図っている医療費助成などを実施している地方公共団体の運営する国民健康保険に係る国庫負担金については減額算定を行なっており、国民健康保険財政運営上大きな支障となっている。

よって国会及び政府は、子育て支援の観点から、子どもの医療費の助成制度を国において早急に制度化するとともに、十分な財政措置を講じること。また今後とも、安定的に安全で質の高い医療を提供していく必要および福祉的観点から実施されている医療費の公的負担制度の重要性や必要性を鑑み、国民健康保険に係る国庫負担金の減額算定措置を廃止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成21年 9月25日

埼玉県吉川市議会

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣